

平成 29 年度 地産地消等優良活動表彰 実施要領

第 1 趣旨

地産地消は、地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要であるほか、直売や加工などの取組を通じて、農林漁業の6次産業化による地域の活性化にもつながるものとして、一層の推進が求められている。また、国産農林水産物の魅力を広く発信することを通じて、消費者の日本の食や農林漁業への理解を促し、国産農林水産物の消費拡大を推進していくことも重要である。

こうした中、全国各地のそれぞれの立地条件を活かした創意工夫のある様々な地産地消及び国産農林水産物・食品の消費拡大を推進する取組を募集し、優れた取組を表彰する。こうした表彰を通じて、更なる地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大の推進を目的に実施する。

第 2 実施主体

この表彰は、全国地産地消推進協議会が実施する。

第 3 表彰の部門

表彰の部門は、地域振興部門、交流促進部門、消費拡大部門とする。

第 4 表彰対象者

地域で地産地消に資する取組を行っている団体（企業、法人、任意団体、NPO、協議会等）又は個人であって、地域の団体と連携して次に掲げる取組のうちいずれか1以上を行っている者とする。

1. 地域振興部門

- ア 学校給食又は事業所（企業等の社員食堂、病院、福祉施設等）での給食等における地域の農林水産物の利用促進
- イ 地域の直売所、加工施設、農家レストラン等における地域の農林水産物の利用促進
- ウ 量販店等における地域の農林水産物の利用促進（インショップの展開、地域の農林水産物を利用した弁当等の新商品の開発・販売等）
- エ 地域の伝統料理や伝統作物、伝統文化の活用
- オ 地域の未利用資源の発掘・活用の促進

- カ 地産地消を活かした産地づくりや遊休農地・施設の解消
- キ 地産地消と環境保全、地域循環システムを結び付けた取組
- ク 地域振興に資する地産地消の活動の核となる人材の育成
- ケ その他地域の振興につながる地産地消に係る取組

2. 交流促進部門

- ア 地産地消と食育、食農教育を結び付けた取組
- イ 消費者との交流及びニーズを踏まえた地域の農林水産物の生産、新商品の開発、販売
- ウ 都市部等の他地域との交流による地産地消
- エ 観光業等他業種との連携による地産地消の取組
- オ 体験農業や観光農園、市民農園の推進等による生産者と消費者の交流活動(啓蒙、体験等)
- カ 交流促進に資する地産地消の活動の核となる人材の育成
- キ その他消費者と生産者の交流の促進につながる地産地消に係る取組

3. 消費拡大部門

- ア 事業所(企業等の社員食堂、学校、病院、福祉施設等)での給食、食品製造、中食、外食、小売等における国産農林水産物・食品の利用促進
- イ 国内の生産者に対する支援活動、生産者と協力した取組
- ウ 国産農林水産物・食品の消費拡大につながる普及啓発又は販売促進活動
- エ 販売網や流通経路に関するビジネスモデル
- オ 国産農林水産物・食品の消費拡大と日本の食文化・郷土料理の保護・継承を結び付けた取組
- カ 体験等を通じて、日本の農林漁業への理解を促進する取組
- キ 消費拡大に資する人材育成
- ク 生産・製造現場等における課題解決や国産農林水産物の利用・消費につながる研究開発や新技術
- ケ 環境保全、資源循環に資する取組
- コ その他国産農林水産物・食品の消費拡大に係る取組

第5 表彰の応募

1. 応募方法

表彰を受けようとする者又は表彰の候補者を推薦しようとする者は、応募用紙(別紙1)に必要事項を記入し、応募期間中に、表彰を受けようとする者が主たる活動を行う区域を管轄する地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)の地産地消担当部署に、郵送、又は受付用メールアドレス宛(別

紙2)に提出することとする。(メール送信の場合、1通あたり7MB以下とし、添付するデータは、Word、Excel、Powerpoint等のOffice系ファイル、又はPDFファイルで送信すること。圧縮ファイルは受信不可。)

2. 応募期間

平成29年7月14日(金)から平成29年8月25日(金)まで

3. 応募書類の提出

応募書類の提出を受けた地方農政局等は、事務局に平成29年8月30日(水)までに提出することとする。

第6 表彰の審査

1. 表彰の適正かつ円滑な実施を確保するため、地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大の推進等に関する学識経験や知見等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。

2. 審査委員会の長(以下「委員長」という。)は、委員の互選によりこれを定める。

3. 審査委員会では、あらかじめ審査基準を定め、書類審査を行い、表彰の候補を選定する。

4. その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

第7 表彰の種類

審査基準(案)(別紙3)に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、表彰の種類と点数は次のとおりとする。

農林水産大臣賞 2点程度

農林水産省関係局長賞 数点

全国地産地消協議会会長賞 数点

第8 結果の通知

応募者に対して、事務局から結果を通知するとともに、表彰のホームページで受賞者を公表することとする。

第9 取組の普及

地産地消及び国産農林水産物・食品の消費拡大の推進に資するため、関係機関と連携し、表彰された取組について、広く普及するよう努めるものとする。

第 10 庶務

表彰に係る庶務は、一般社団法人 JC 総研が行うものとする。

第 11 その他

この表彰の実施に関し必要な事項は、実施主体が別に定めるものとする。